

- 長井市第三次男女共同参画基本計画
- 長井市職業生活における女性活躍推進計画
- 長井市 DV 防止基本計画

ながいスマイルプラン

概要版

「誰もが個性と能力を発揮できるまち」をめざして

男女共同参画社会の実現に向けて

男女共同参画社会とは、「誰もが性別に関わりなく個人として尊重され、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分に発揮することができる社会」のことです。

長井市では、これまで、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を推進してきましたが、この度、平成 26 年 3 月に策定した「長井市第二次男女共同参画基本計画」の計画期間が終了することから、これまでの取組状況を踏まえ、男女共同参画に係る課題や社会情勢の変化に対応した、「長井市第三次男女共同参画基本計画～ながいスマイルプラン～」を策定します。

令和 6 年 3 月
長 井 市

計画策定の背景

長井市では、平成14年12月「すべての市民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあう社会」を目指し、長井市男女共同参画推進条例を公布・施行しました。その後、条例第9条に基づき、平成18年3月には、「長井市男女共同参画基本計画」、平成26年3月には、「長井市第二次男女共同参画基本計画」を策定し、様々な施策を推進してきました。

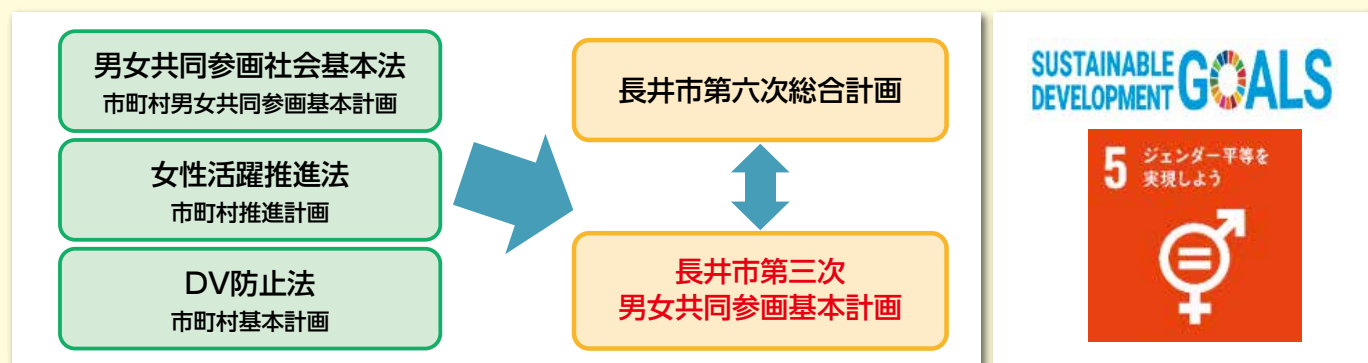
これまでの取組を通じて、男女共同参画に関する意識は少しずつ向上してはいるものの、依然として、性別による役割分担意識や社会慣行が根強く残っており、男女共同参画の理念が十分に浸透しているとは言えません。また、人口減少社会の本格化や、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流等、社会情勢の急速な変化への対応も求められています。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画基本計画」
- 女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- SDGs（持続可能な開発目標）の理念と軌を一にするものであり、目標5「ジェンダー平等の実現」をはじめ、本計画に関連する目標について、計画全体の実行を通して貢献していきます。

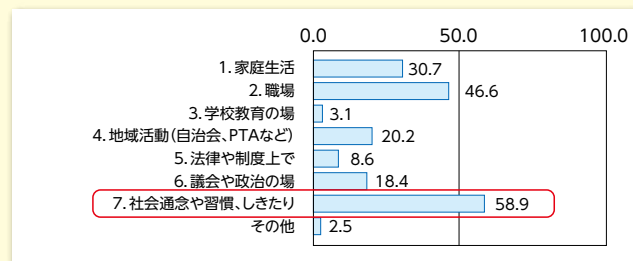


長井市の現状と課題

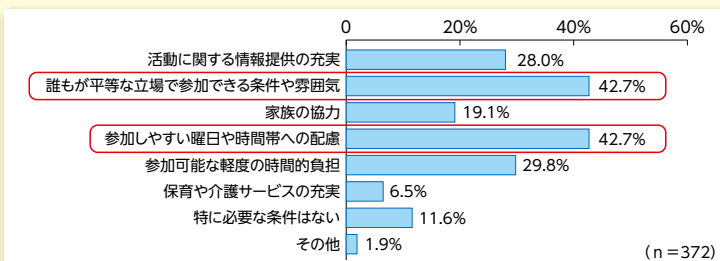
- 未だ根強く残る「性別による役割分担意識」、「昔ながらの習慣・しきたり」、「性差に関する偏見」、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の解消

→男女共同参画について正しく理解し合うこと、正しい理念が地域に浸透することが重要です。

また、誰もが自分らしく生きやすい社会となるよう、多様な性への理解促進と意識醸成を図るため、効果的な啓発活動を継続して行っていく必要があります。



【図9】長井市における男女共同参画の意識について（R2）（単位：%）
～「あなたが、特に不平等であると感じるのはどの項目ですか。」～



【図10】長井市における地域活動について（R4）（単位：%）
～「今後、あなたが地域の活動に参加する場合、どのような条件が必要になるか。（あてはまる番号を2つ選択）」～

★ジェンダー平等

ジェンダーとは、男らしさ、女らしさといった、社会的・文化的につくられた性差のこと。ジェンダー平等とは、一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

★アンコンシャス・バイアス

自分自身も気づかない無意識のうちに、過去の経験や人の属性などから、ものの見方や捉え方を決めつけてしまうこと。

計画の体系

本計画では、「家庭」、「学校」、「職場」、「地域」とそれら4つを包括する「社会全体」という計5つの分野で、相互に連携しながら計画を推進していきます。

【基本目標】

誰もが個性と能力を発揮できるまち

【目指す姿】

【施策の方向性】

【主な施策】

社会全体

誰もが多様性を尊重し
認め合う社会づくり

- 1 性別による役割分担意識の解消と社会慣行の見直し
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大（※女性活躍推進計画）
- 3 多様な性への理解促進 **NEW**
- 4 誰もが自己実現できる機会の創出・発信 **NEW**
- 5 あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実（※DV防止基本計画）

- ①男女共同参画を推進するための講座、意見交換会、講演会等の開催
- ②多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
- ①積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の周知による理解促進と推進
- ②市の審議会等委員への多様な女性人材登用の推進
- ③産業団体、地域各種団体等の役員への女性登用拡大の働きかけ
- ④市の管理職への女性職員登用の推進
- ①性自認・性的指向に関する正しい知識の周知、啓発の推進
- ②多様な性の意識に関する相談体制の充実
- ③市民意識調査の実施、分析、施策への反映
- ①長井市で実現できる働き方・暮らし方の情報整理と発信
- ②女性、若年層に対する地元定着・回帰のための支援
- ③様々な生き方を受け入れる社会全体での寛容性の醸成
- ①暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発
- ②DV早期発見のための体制整備と関係機関との連携強化
- ③DV相談体制と被害者支援の充実

家庭

互いに支え合い笑顔あふれる家庭環境づくり

- 6 多様な家族形態、ライフスタイルへの理解促進、意識啓発 **NEW**
- 7 子育て支援
- 8 高齢者・障がい者の自立支援
- 9 介護支援

- ①様々な家族形態、ライフスタイルに関する情報提供、支え合いの意識啓発
- ②男性の家事・育児・介護への参画促進のための支援
- ①家庭状況に応じた子育て支援・相談体制の充実
- ②子育て講座受講の機会や情報の提供
- ③妊娠・出産・育児期における母子の健康確保の推進
- ①高齢者・障がい者の生活自立のための福祉サービスの充実
- ②自立に関する情報提供と相談・支援の充実
- ①介護保険制度の適正利用の促進
- ②介護に関する情報提供と相談・支援体制の整備
- ③介護知識・技術の普及

学校

一人ひとりの特性を尊重する教育環境づくり

- 10 ジェンダー平等教育の推進 **NEW**
- 11 健康教育の推進
- 12 情報モラル、情報リテラシー教育の推進
- 13 キャリア教育の推進

- ①無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の理解促進と多様性に配慮した学校運営
- ②性の多様性を学ぶための学習機会の充実
- ③教職員及び保護者への意識啓発・理解促進につながる機会の創出
- ①児童・生徒の人権に配慮した相談体制の充実
- ②発達段階に応じた適切な性に関する授業の実施
- ①外部機関と連携した小・中学生の発達段階に応じた情報モラル、情報リテラシー教育の推進
- ②有害な情報から身を守るための家庭と連携した取り組み
- ①ジェンダーに捉われない主体的な進路・職業選択への支援
- ②地域の特色を活かした教育の充実

職場

個性と能力を発揮し活躍できる職場環境づくり

- 14 職場における均等な機会及び待遇の確保（※女性活躍推進計画）
- 15 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進（※女性活躍推進計画）
- 16 多様な働き方の普及促進と職業能力開発の支援（※女性活躍推進計画） **NEW**

- ①男女雇用機会均等法等の関係法令の周知
- ②職場における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発
- ③職場における各種ハラスメント防止対策の推進
- ①事業所と連携したワーク・ライフ・バランス促進のための考え方の普及と働き方の見直しにつながる意識啓発
- ②多様なニーズに応じた子育て支援の充実
- ③育児・介護休業制度の更なる普及促進
- ④制度を利用しやすい職場環境づくりの促進
- ①多様な働き方に対応した環境整備の促進
- ②多様な働き方や多様な分野における女性活躍の事例等の情報発信
- ③女性の職業能力開発や復職のための支援

地域

安心・安全にいきいきと暮らせる地域づくり

- 17 地域活動における男女共同参画の推進
- 18 防災分野における男女共同参画の推進 **NEW**
- 19 生涯を通じた健康づくりの推進
- 20 生活上困難を抱える人への対応と多様性を尊重した環境の整備

- ①地域活動への参画拡大のための意識啓発の推進
- ②地域団体との連携及び活動の支援
- ①地域防災活動における女性の参画促進と意識啓発
- ②多様なニーズに配慮した避難所運営の促進と防災備蓄の整備
- ①ライフステージに応じた健康保持増進の支援
- ②「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の浸透・定着
- ①高齢者や障がい者への支援、相談体制の充実
- ②国際理解の推進と在住外国人への支援、相談体制の充実

成果指標一覧

施策の柱	目指す姿	指標 No.	関連する成果指標	基準値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	指標の関係課		
社会全体	誰もが多様性を尊重し 認め合う社会づくり	1	男女共同参画の啓発に関する取り組みの推進 (※多様な性に関する情報発信や暴力の根絶に繋がる意識啓発等の取り組みもカウントに含む。)					
			①男女共同参画に係る講座・イベント・パネル展等の実施 (広域連携含む)	4回／年	5回／年	地域づくり推進課		
		②市報・ホームページ・SNS等による男女共同参画に関する情報発信	15回／年	20回／年	地域づくり推進課			
		2	社会全体でジェンダー平等だと思ふ人の割合	—	50%	地域づくり推進課・ 総合政策課		
		3	審議会等における女性委員の割合	29.6%	50%	地域づくり推進課・ 審議会を持つ全課		
家庭	互いに支え合い 笑顔あふれる 家庭環境づくり	4	市職員の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	28.5%	40%	総務課		
		5	パパママ教室に夫婦で参加した割合	48.5%	70%	健康スポーツ課		
		6	遊びと学びの交流施設「くるんと」子育て世代活動支援センター利用者数	0人	75,000人	子育て推進課		
学校	一人ひとりの 特性を尊重する 教育環境づくり	7	子育てアプリ登録者数	417人	600人	健康スポーツ課		
		8	小中学校における男女共同参画に関する啓発活動の実施回数	1回／年	2回／年	地域づくり推進課・ 学校教育課		
		9	自分と違う意見について考えるのは楽しいと思うこどもの割合（全国学調）	小学生 78.4% 中学生 82.2% (令和5年度)	小学生 83% 中学生 87%	学校教育課		
職場	個性と能力を発 揮し活躍できる 職場環境づくり	10	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できるこどもの割合（全国学調）	小学生 69.3% 中学生 68.1% (令和5年度)	小学生 80% 中学生 80%	学校教育課		
		11	やまがたスマイル企業認定数	—	10社	地域づくり推進課・ 商工振興課		
		12	市の男性職員の育児休業取得率（一週間以上）	0%	85%	総務課		
地域	安心・安全にいきいき と暮らせる地域づくり	13	病児保育登録者数	281人	330人	子育て推進課		
		14	市内コミュニティセンター事業への参加人数（延べ）	15,658人	20,000人	地域づくり推進課・ （一社）長井市コミュニティ協議会		
		15	女性消防団員の所属人数	16人	20人	総務課		
		16	特定健康診査の受診率	52.4%	59%	健康スポーツ課・市民課		
参考指標 (現状把握) ※1			17	認知症サポーター養成講座における男性の割合	23%	40%	福祉あんしん課	
			地域活動における女性活躍の推進 (※1 地域での女性活躍を推進するという視点で新たに追加。目標達成を目指すというよりは、『現状の周知と活躍社会への意識化』 という意味で設定。毎年最新データを公表する。)					
			①各地区コミュニティセンター運営協議会委員の女性の割合	17.8% (24人/135人)	女性の割合増加			
			②地区長の女性の割合	0.7% (1人/137人)	女性の割合増加			
			③市内小中学校PTA役員（会長、副会長）の女性の割合	25% (8人/32人)	女性の割合増加			
		④市議会議員における女性の割合	12.5% (2人/16人)	女性の割合増加				

長井市第三次男女共同参画基本計画 ～ながいスマイルプラン～概要版

発行／令和6年3月
 企画・編集／長井市地域づくり推進課
 〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号
 電話：0238-82-8005(課直通)
 FAX：0238-87-3368
 Email：n-chiiki@city.nagai.yamagata.jp
 URL：http://www.city.nagai.yamagata.jp